

1. 基本方針

利用者様の人権の擁護、虐待防止のため、利用者様に対する虐待の禁止・予防及び早期発見のための措置を定め、すべての職員がこれを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。各事業所における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待:利用者様の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者様の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待:利用者様にわいせつな行為をすること、又は利用者様にわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待:利用者様に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。
- (4) 放棄・放置:利用者様を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者様を擁護すべき職務上の業務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待:利用者様の財産を不当に処分すること、利用者様から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会及び組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

ケアプランセンターおおむら、通所リハビリテーションおおむら、訪問リハビリテーションおおむらは、虐待などの発生の防止・早期発見への組織的対応を図ることを目的に、三事業所合同の「虐待防止委員会」を設置します。

(2) 虐待防止委員会の構成委員

委員長 ケアプランセンターおおむら 管理者
委員 通所リハビリテーションおおむら 所長
通所リハビリテーションおおむら 相談員
訪問リハビリテーションおおむら 所長

その他、必要に応じて委員を指名します。

(3) 委員会の開催

委員会は、概ね年1回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際には速やかに臨時委員会を開催します。

(4) 委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ② 虐待防止のための指針、マニュアルなどの整備に関すること

- ③ 虐待防止のための職員研修に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止に関すること
- ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 研修内容は、基礎的な内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 職員研修は、原則年 2 回実施します。職員採用時は、採用時オリエンテーションに含めて行います。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・出席者などを記録して保管します。

5. 虐待等が発生した場合の対応方針に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保証を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者様、利用者ご家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は 3.(2)に定めた構成委員とします。
- (2) 虐待等が疑われる場合は、各構成委員に報告し、速やかな解決に繋げるよう努めます。
- (3) 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、構成委員は職員に対し、利用者様、利用者ご家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるよう促します。
- (4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係の確認をするとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者様及び利用者ご家族がいつでも閲覧できるように、ホームページに公表

します。

8. その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

附則

本指針は2024年4月1日より施行。